

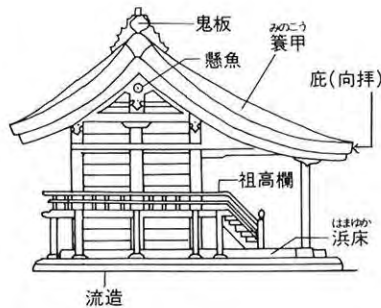
くまもとの
文化財



井口八幡神社神殿

熊本県指定
重要文化財

人吉市井口町九四九



この神社は、宝治元年(一二四七)、下相良第二代頼親によって勧請されたものであるが、元禄十二年(一六九八)の火災による焼失後、同年第二十二代頼喬によって再興造営されたものである。
本殿は桁行三間、梁間二間の流造で、正面と左右の側面には高欄付きの縁が廻っている。
柱は円柱、斗拱(組物)は禅宗様出組、中備えは藁股が多く使われ、鞘堂によって建物全体にわたる彩色がよく保存されている。
(昭和三十七年九月十日指定)

△「婦人労働旬間」
によせて

現在、経済社会の発展に伴って、婦人労働者の増加は目を見張るものがあります。その活動範囲も広く、各分野で大きな役割を果たしており、婦人自身にとっても職業生活の意義は非常に大きくなってきています。しかし、職場においては、なお男女の機会と待遇の平等が十分に確保されているとはいえない状況にあり、婦人の能力発揮を妨げる原因ともなっています。

このようなことから、職場における男女の機会と待遇の平等の実現を目指して、本年も十月二十一日(水)から十月三十一日(土)まで婦人労働旬間が実施されます。この旬間は、男女平等と婦人の社会参加を目指した「国内行動計画」の着実な推進と実現のために、職場における男女平等について、社会一般の認識を深め、労使の理解と協力を促すために設けられたものです。

この旬間中の運動の重点項目は次の

とおりです。

- ・ 男女差別的定年、退職金の解消
- ・ 同一労働における男女同一賃金の徹底
- ・ 四年制大卒女子の活用をはじめとする婦人の就業分野の拡大

この旬間を機会に、使用者においては、婦人労働者の雇用管理についての自主点検の実施と改善を図り、婦人労働者の能力の開発に努めていただきたいものです。また、労働者においても、婦人労働の現状の認識と改善の促進を図り、婦人労働者自身が職業意識の高揚及び能力の開発に取り組みられるようお願いします。

県では、この婦人労働旬間中の事業の一環として、十月二十二日(木)、県庁地下大会議室において、勤労婦人研修講座を開催します。この講座は、県内の勤労婦人、企業の労務、人事担当者、労組役員、その他勤労婦人問題に関心を有する方ならどなたでも参加できます。受講料は無料です。詳しくは、県労政課、又は各労政事務所にお尋ねください。

(労政課)

△中小企業退職金
共済制度について

今日、中小企業にとって、その体質や基盤などの充実がますます必要な時期になってきています。一方、従業員が安心して働くためには、退職金制度も将来の支払いが安全で確実なものでなければなりません。

中小企業退職金共済制度は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、「中小企業退職金共済法」に基づいて国の援助で、大企業と同じような退職金を支払うことができるようにすることを目的としています。従業員の企業への定着が図られ、中小企業の発展に役立っています。退職金制度をお持ちでない事業主は是非加入されるようお奨めします。

また、自社の退職金制度をお持ちの場合でも、本制度を併用することにより、さらに充実した制度にすることができます。

本制度には次のような特色があります。
1、この制度は法律で定められた国の制度ですので納付された掛金は事業団において安全に管理運用されま

す。また退職金は国の補助金が加算されて、確実に退職した従業員に支払われるしくみになっています。

2、この制度に加入できるのは、常用従業員が一人以上三〇〇人(卸売業は一〇〇人、小売業サービス業等は五〇人)以下の中小企業です。

3、加入の手続は、代理店(銀行、相互銀行、信用金庫等)の所定の申込用紙に申込金(掛金一ヶ月分)を添えて申し込まれると契約が成立し、事業団から「退職金共済手帳」が事業主に送られます。

4、毎月の掛金は従業員一人について一、二〇〇円から一九、〇〇〇円までの十九種類ありますので、企業の実態に合った退職金づくりができます。なお掛金は、損金又は必要経費として全額免税となります。

5、従業員のための福利厚生施設を設置する場合の資金融資を低利で受けられます。

詳しいことは県労政課、最寄りの労政事務所、金融機関にお問い合わせください。

(労政課)